

# 学校感染症に係る登校に関する意見書

大阪府立布施高等学校

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 \_\_\_\_番

名前 \_\_\_\_\_

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第 20 条に基づき \_\_\_\_月 \_\_\_\_日より療養を指示していましたが、感染のおそれがなくなったので \_\_\_\_月 \_\_\_\_日より登校が可能であると判断しました。

第 1 種  ( )

第 2 種  インフルエンザ (A 型・B 型)

麻しん

水痘

風しん

流行性耳下腺炎

咽頭結膜熱

百日咳

結核

髄膜炎菌性髄膜炎

第 3 種  腸管出血性大腸菌感染症

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

その他の感染症 ( )

その他指導・指示内容等

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

医療機関名 :

担当医師名 :

印

学校感染症について

種別	病名	出席停止期間の目安
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう(天然痘)	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(SARS)	
	鳥インフルエンザ(H5N1型)	
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症後5日経過し、かつ、解熱後2日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
		または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化(乾燥)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ	学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症(O157など)	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎(はやり目)	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症(*)	

上記のような疾病については、集団感染の予防上、登校する際に医師による登校可能の意見書が必要です。  
 (\*) その他の感染症は、感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り出席停止となります。